

伝統の製法守れ

石川県の代表的な伝統工芸品・美川仏壇を扱う商工業者で組織する美川仏壇組合は「美川仏壇」の商標登録に乗り出す。これまでの商標法では、地名と商品名を組み合わせた「地域ブランド」は原則としてマークなどの図案がなければ、文字や名前だけで登録できなかつたが、四月の法改正に伴い、登録表現の見直しが立つた。他産地の仏壇でも「美川」の名を冠している例がある中、組合は独自の技法を持つ美川仏壇のブランドを守り、「伝統が培つた高度な技法と製法を継承する。

法改正で商標登録

「美川仏壇」も条件付きで登録が可能となり、虚偽の美川仏壇の表示を罰則対象とすることが可能となる道が開けた。このため、同組合は、「美川佛壇協同組合」と改称したうえで、組織を法人化することにした。四月以後、同組合では本物とそれ以外の商品とを区別す

と、美川仏壇は商標登録されていないことから、ブランド力に便乗し、明らかに他の産地で作ったと見られる仏壇を「美川仏壇」として販売する行為が後を絶たなかつたという。しかし、こうした同業者に対して、違法な製造、販売などとして訴える法的根拠もなかつ

るため「美川仏壇」商標
プレートを商品に取り付
けることを組合員に義務
づける。

パンフレット、店内表示などに「美川仏壇」の名前を記して販売している県内の同業四業者らに対し、商標登録を行う旨の「通知書」を送付した。

他産地の 便乗品 締め出し

用する木材など、独自に定めた「美川仏壇」の製造基準を盛り込み、名称使用を希望する場合は、商品基準を満たしているかどうかの検査を受けたうえで組合に加入する

か、ないしは同組合に無断で「美川仏壇」の看板や店内表示、広告を出さないよう求めた。

うらやましい。伝統ある美川仏壇
「いい。伝統ある美川仏壇
ランドを末永く守つ
る。



ブランドを守るために、商標登録することになった美川仏壇を制作する業者
=白山市美川北町

茨城の鳥インフルエンザ問題は二課で、養育（横浜）員の計画した。なつた

美川地区で作られてきた仏壇の総称。約500年前の室町時代、戦乱を避けて本吉村(当時の美川)に来た都の仏壇造り職人が手がけたのが始まりと伝えられる。型板を使って漆の生地に立体的な紋様を作り出す美川仏壇独特の堆黒(ついこく)の技法などに代表される「堅牢(けんろう)・壯嚴(じょうごん)・華麗(けいれい)」が特徴で、1988(昭和63)年に石川県伝統工芸品に指定された。

芸品など地域性の強い「地域ブランド」の保護を推進し、地域経済の活性化を支援するため、従来の商標法を二部改正し、4月1日施行される。地域名と商品名で構成する「美川寺壇」などの商標が新たに登録できるようになる。ただし出願者には、事業組合であつて自由に加入できる、当該商標は組員のために利用する、などいくつかの条件を満たした申請が求められる。

ド化

二十七日午後、金沢市内で女性が白色の外国製高級乗用車に連れ去られたと、一一〇番通報があり、石川県警が一時、

連れ去り騒ぎ
一時緊急配備

緊急配備を敷いて行方を捜す騒ぎがあった。結局、男女間のトラブル

茨城県の鳥インフルエンザ問題で県警生活環境課は二十七日午後、家畜伝染病予防法違反の疑いで、養鶏会社「愛鶏園」（横浜市）の獣医師と社員の計二人を新たに逮捕した。逮捕者は計四人になった。

同法違反での逮捕は、
二〇〇四年に京都府警が
浅田農産社長らを逮捕し
たのに次いで二例目。
逮捕されたのは、元同
社取締役の獣医師江口郁
夫容疑者(ご)と、同社の
研究開発部長だった獣
医師前田良雄容疑者

(五三)、元同部の獣医師
中村貴則容疑者(三七)、元
同部の社員中根智宏容疑
者(三九)。

県警は同社の上層部が
不正を把握していなかつ
たか、詳しい経緯を追及
する。

さらに2人を逮捕

雪ちゃんの
日本海みえ